

## 第 1 章 次世代育成支援行動計画策定の趣旨



## 1 計画策定の目的

本計画は、地域・企業・行政など社会全体で子ども自身の成長や子育て家庭を支援し、家庭において子育ての喜びが実感でき、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的としています。

## 2 計画の性格

### (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)に基づくものであり、国の「行動計画策定指針」(平成15年8月、厚生労働省など7省庁による)に沿って策定される計画です。

### (2) 次世代育成に係る総合的な計画

本計画は、子どもの健やかな成長や子育て家庭にかかる多様なニーズに対応できるよう、次世代育成に係る総合的な計画です。また、施策や事業について、できるだけ数値目標などを設定した具体的な計画です。

本計画は、「越谷市総合振興計画」を始めとする本市の各種計画と調和がとれたものとして策定され、母性及び乳幼児の健康保持・増進を図るための母子保健計画を包含しています。また、本計画の策定により、「越谷市エンゼルプラン」(平成13年度～平成17年度)は発展的に解消されます。

### (3) 開かれた方法により策定する計画

本計画は、アンケート調査の実施や計画策定段階においても計画の内容を公表し、広く市民の意見を聴くなど、市民の意見を反映して策定する計画です。また、この計画を策定または変更したときは遅滞なく公表し(情報公開) 広く市民に知らせることになっています。

### 3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は 10 年間の時限立法です。越谷市が定める行動計画の期間は平成 17 年度からの 5 年間で 1 期（前期計画）とするもので、前期計画に関する必要な見直しを平成 21 年度までに行った上で、平成 22 年度からの 5 年間の後期計画を定めることとなります。

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
前 期 計 画 見直し					後 期 計 画				